

公共下水道への排水基準

令和6年4月1日現在

対象者 対象項目 又は物質		下水処理場を有する公共下水道の利用者		現に下水処理場を有しない公共下水道の利用者 (除害施設の設置) 法第12条, 条例第24条
		特定施設の設置者 (直罰対象下水)	左記以外の特定施設の設置者及び特定施設を設置していない者(除害施設の設置)	
		法第12条の2, 条例第25条	法第12条の11, 条例第26条	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.03以下	0.03以下	
	シアン化合物	1以下	1以下	
	有機燐化合物	1以下	1以下	
	鉛及びその化合物	0.1以下	0.1以下	
	6価クロム化合物	0.2以下	0.2以下	
	砒素及びその化合物	0.1以下	0.1以下	
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物	0.005以下	0.005以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003以下	0.003以下	
	トリクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	
	テトラクロロエチレン	0.1以下	0.1以下	
	ジクロロメタン	0.2以下	0.2以下	
	四塩化炭素	0.02以下	0.02以下	
	1・2-ジクロロエタン	0.04以下	0.04以下	
	1・1-ジクロロエチレン	1以下	1以下	
	1・4-ジオキサン	0.5以下	0.5以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.4以下	0.4以下	
	1・1・1-トリクロロエタン	3以下	3以下	
	1・1・2-トリクロロエタン	0.06以下	0.06以下	
	1・3-ジクロロプロペン	0.02以下	0.02以下	
	チウラム	0.06以下	0.06以下	
	シマジン	0.03以下	0.03以下	
	チオベンカルブ	0.2以下	0.2以下	
	ベンゼン	0.1以下	0.1以下	
	セレン及びその化合物	0.1以下	0.1以下	
	ほう素及びその化合物	10以下	10以下	
	ふっ素及びその化合物	8以下	8以下	
	ダイオキシン類	※10 pg-TEQ/ℓ以下	10 pg-TEQ/ℓ以下	
環境項目	フェノール類	5以下(10m ³ /日以上)	5以下(10m ³ /日以上)	
	銅及びその化合物	3以下(10m ³ /日以上)	3以下(10m ³ /日以上)	
	亜鉛及びその化合物	2以下(10m ³ /日以上)	2以下(10m ³ /日以上)	
	鉄及びその化合物(溶解性)	10以下(10m ³ /日以上)	10以下(10m ³ /日以上)	
	マンガン及びその化合物(溶解性)	10以下(10m ³ /日以上)	10以下(10m ³ /日以上)	
	クロム及びその化合物	2以下(10m ³ /日以上)	2以下(10m ³ /日以上)	
条例による項目	アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	380未満(50m ³ /日以上)	380未満(50m ³ /日以上)	
	水素イオン濃度(PH)	5超9未満(50m ³ /日以上)	5超9未満(30m ³ /日以上)	5超9未満(30m ³ /日以上)
	生物化学的酸素要求量(BOD)	600未満(50m ³ /日以上)	600未満(50m ³ /日以上)	—
	浮遊物質(SS)	600未満(50m ³ /日以上)	600未満(50m ³ /日以上)	—
	ルマルヘキサン抽出物質含有量	5以下(50m ³ /日以上)	5以下(30m ³ /日以上)	5以下(30m ³ /日以上)
	動植物油	30以下(50m ³ /日以上)	30以下(30m ³ /日以上)	30以下(30m ³ /日以上)
	窒素含有量	240未満(50m ³ /日以上)	240未満(50m ³ /日以上)	—
	燐含有量	32未満(50m ³ /日以上)	32未満(50m ³ /日以上)	—
	沃素消費量	—	220未満(50m ³ /日以上)	220未満(50m ³ /日以上)
	温度	—	45℃以下(30m ³ /日以上)	45℃以下(30m ³ /日以上)
備考	<ul style="list-style-type: none"> 単位はPH、温度、ダイオキシン類を除き[mg/ℓ]である ※ダイオキシン類対策特別措置法に係る特定施設に限る 			